

## 狭山市若い世代の住宅取得支援補助金交付申請書

狭 山 市 長

申 請 者

住所

氏名

電話番号

狭山市若い世代の住宅取得支援補助金の交付を受けたいので、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額

金

円

2 世帯構成

住 所	狭山市	電話番号	
E-Mail			
世帯主	( 歳)	世帯員	( 歳)
世帯員	( 歳)	世帯員	( 歳)
世帯員	( 歳)	世帯員	( 歳)
世帯員	( 歳)	世帯員	( 歳)

3 住宅の取得状況

住宅の所在地			
住宅の所有者			
住宅の取得区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入	住宅の形態	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅 <input type="checkbox"/> マンション	住宅の延床面積 (居住部分)	m <sup>2</sup>
住宅の取得費用	金 円	登記年月日	年 月 日
契約事業者	名称：		
	住所：		
建築確認検査済証	年 月 日 第 号		
建築確認済証交付年月日	年 月 日		

4 意思確認

(チェックしてください)

 自治会に加入します。 狭山市に5年以上居住します。

5 添付書類

別添のとおり

(補助金交付申請に必要な書類)

チェック欄	NO.	添付書類名等
	1	申請添付書類一部省略及び居住状況・納税状況確認のための「同意書」 →世帯員全員の署名をお願いします。 筆記が困難な場合は、世帯構成員の代筆で構いません。 15歳未満の方については、親の署名をもって同意したとさせていただきますので記入は不要です。
	2	補助対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し等、新築又は購入に要した費用及び契約の当事者が確認できる書類
	3	補助対象住宅の全部事項証明書（法務局で取得） →「土地」ではなく、「 <u>建物</u> 」の全部事項証明書が必要です。
	4	建築基準法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（新築の場合のみ） →契約事業者からの納品物に含まれているケースが多いので、そちらをご確認ください。 →検査済証が存在しない場合は、市役所建築審査課において「建築計画概要書の写し」並びに「処分等の概要書の写し」を入手してください。
	5	狭山市若い世代の住宅取得支援誓約書兼同意書 →必ず申請者の名前と一致させてください。
	6	出産予定の世帯の場合は、母子健康手帳等の写し →18歳未満の子の3人目以降を出産予定の場合のみ必要です。

申請添付書類一部省略及び居住状況・納税状況確認のための「同意書」

<p>私は、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金の交付に関する手続きにあたり、申請日より5年間、狭山市が住民基本台帳及び納税状況を確認することについて同意します。</p>		
住所	氏名（自署）	
	生年月日	年 月 日
<p>私は、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金の交付に関する手続きにあたり、申請日より5年間、狭山市が住民基本台帳及び納税状況を確認することについて同意します。</p>		
住所	氏名（自署）	
	生年月日	年 月 日
<p>私は、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金の交付に関する手続きにあたり、申請日より5年間、狭山市が住民基本台帳及び納税状況を確認することについて同意します。</p>		
住所	氏名（自署）	
	生年月日	年 月 日
<p>私は、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金の交付に関する手続きにあたり、申請日より5年間、狭山市が住民基本台帳及び納税状況を確認することについて同意します。</p>		
住所	氏名（自署）	
	生年月日	年 月 日
<p>私は、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金の交付に関する手続きにあたり、申請日より5年間、狭山市が住民基本台帳及び納税状況を確認することについて同意します。</p>		
住所	氏名（自署）	
	生年月日	年 月 日
<p>私は、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金の交付に関する手続きにあたり、申請日より5年間、狭山市が住民基本台帳及び納税状況を確認することについて同意します。</p>		
住所	氏名（自署）	
	生年月日	年 月 日

※世帯員全員の署名をお願いいたします。（15歳未満の方は記入不要）

年 月 日

## 狭山市若い世代の住宅取得支援誓約書兼同意書

狭 山 市 長

申 請 者

住 所

氏 名

電 話 番 号

私は、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金を交付申請するにあたり、狭山市若い世代の住宅取得支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条及び第3条に掲げる補助金の交付要件を満たすことを誓約するとともに、満たさないこととなったときは、速やかに報告することを誓約します。

なお、補助金の交付日から起算して5年間、市が居住状況及び納税状況を確認するために、補助対象世帯員全員の住民基本台帳及び納税情報について調査することに同意します。

また、要綱第9条第2項及び第3項の規定により、市から補助金の返還請求があった時は、その内容に基づき、受領した補助金を返還します。